

## 西淀川区はぐくみネットコーディネーター要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西淀川区におけるはぐくみネットコーディネーターに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 はぐくみネットコーディネーターは、学校・家庭・地域の連携による学校教育の支援と地域の「教育コミュニティ」づくりに関し、大阪市はぐくみネットコーディネーター設置要綱第2条に基づき、次の任務をおこなう。

- (1)「小学校区教育協議会 - はぐくみネット - 」事業の支援
- (2)学校教育を支援するための地域資源・人材の発掘
- (3)地域が一体となって子育てに取り組む事業の開催支援
- (4)地域の各種団体・各種事業をつなぐ取り組み
- (5)上記事業を推進するための情報収集と情報発信の支援

### (委嘱予定者の推薦)

第3条 区長は、各小学校区教育協議会の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿をとりまとめ教育委員会に提出する。

### (細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、西淀川区長が定める。

### 附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。